

商工会かわら版

NO 57 号 令和2年 7 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326

大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953

商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

★ 家賃支援給付金に関するお知らせ

【家賃支給補助金とは？】

売上の減少に直面する事業継続支援のため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

【支給対象】

- ①資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模企業者、フリーランスを含む個人事業者（医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などの法人も幅広く対象）
- ②5月～12月の売上について
 - ・1カ月で前年同月比▲50%以上または、
 - ・連続する3カ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

【給付額】

法人に最大600万円

個人事業者に最大300万円を一括支給

【算定方法】

申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

【必要書類】

- ①賃貸借契約の存在を証明する書類
- ②申請時の直近3ヶ月分の賃料支払実績を証明する書類
- ③本人確認書類
- ④売上減少を証明する書類

※申込みはWebからとなります。

★計量器の定期検査について



計量器定期検査とは・・・

商店、工場、学校、病院等で取引や証明に使用するばかりは計量法の規定に基づいて2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられており、検査に合格したばかりでなければ取引や証明に使用することができないこととされています。

1. 検査対象物

商店、工場、学校、病院等で取引又は、証明に使用する計量器等を対象とし、対象計量器には、下記のような定期検査合格証・検定証印・基準適合証印がついています。それに付随する「分銅・おもり」も対象となります。平成31年3月以前に新品等検定を受験している計量器についても今回が定期検査の対象となります。



検定証印

2. 検査に必要な物

検査手数料・印鑑・検査対象物

3. 申込先・申込期限

検査をご希望される方は事前に申し込みが必要となりますので、役場産業振興課までご連絡下さい。(電話番号:0855-75-1214)
※前回(平成30年)定期検査を受検された方には、申込用紙を送付しておりますので、そちらからお申し込み下さい。

申込期限

令和2年8月20日(木) 17時15分まで

★ 島根県の経済動向【令和2年4月分】・・・R2.7.3調査

生産活動は全体として弱い動きとなっている。雇用面と所得面では弱い動きがみられる。個人消費は急速に減少している。投資動向は持ち直している。引き続き新型コロナウイルス感染症が県内経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。

| 生産活動 | 雇用情勢 | 個人消費 | 投資動向 | 企業倒産 | 金融情勢 | 物価 |
|------|------|-------|---------|------------|-----------------|----------------|
| 弱い動き | 弱い動き | 急速に減少 | 持ち直している | 倒産件数 4件 | 貸出金対前 年1.0%増 | 対前年比 1.1%下落 |

